



和歌山大学 南紀熊野サテライト キャンパス



高校生
大歓迎

参加
無料

先着
30名

Open Seminar 開催



※託児所はありません

令和3年 3月27日(土)

10:00~12:00

開場(受付開始)9:45~

県立情報交流センター

Big・U 研修室2

和歌山県田辺市新庄町 3353-9

記念講演

令和3年前期 学部授業「地域暮らしの法律学D」より

「男と女の法律学」

講師：吉田 雅章 和歌山大学経済学部 教授



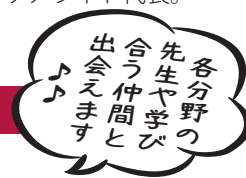
どのような地域に暮らすにしても、さまざまな問題が発生します。好むと好まざるとにかかわらず、法律と関わりを持たないことはないでしょう。地域で暮らすために法律の知識は不可欠です。「地域暮らしの法律学D」では、「男と女の法律学」をテーマとして、結婚と離婚を中心に講義する予定です。

嘘か本当か判りませんが、離婚関係の書籍には、離婚には結婚の3倍ものエネルギーを必要とすると書かれています。一方で、現代では、「バツイチ・バツニは当たり前」という言葉も耳にします。そのため、結婚よりは離婚に重点を置いて説明します。和歌山家庭裁判所の家事調停委員をしていた経験も生かしつつ、日常生活の種々の場面を具体的な例として取り上げて、可能な限り分りやすく説明し、法律がどのように役に立っているか、そして、日常茶飯事でさえ法律抜きでは考えられないということなどを理解してもらいます。

プロフィール: 吉田 雅章(よしだ まさあき)

昭和34年、奈良県生まれ。奈良県立畝傍高校から大阪大学法学部、大阪大学大学院法学研究科を経て、平成元年4月和歌山大学に採用され、現在に至る。大学3年のゼミは法哲学、4年のゼミは商法で、大学院に進学してから民法を専攻する。修士論文は「フランス不法行為法におけるフォートの評価」について。平成9年、経済学部教務委員の時、FD(ファカルティ・ディベロップメント：授業改善)担当を経済学部教務委員長から依頼され、平成11年度、京都大学高等教育研究開発推進センターで1年間だけ内地研究。理解しやすい民法に取り組む。平成13年4月より和歌山家庭裁判所の家事調停委員を13年間にわたり兼業。途中から依頼された同家裁の参与員を平成30年まで継続。民法、とりわけ家族法に関する実務を研鑽する。平成29・30年度、南紀熊野サテライト代表。

受講生募集説明会同時開催



いくつになっても、働きながらでも大学生に♪

18歳以上の社会人受講生を募集中です。20代~80代まで幅広い年齢の方が受講されています。(高校生は大学授業の公開制度を利用できます。受講料、申請内容については和歌山大学のホームページをご確認ください。また締切日が別途設定されておりますのでご注意ください。)

学部開放授業

18歳以上ならどなたでも！
高校生もOK！リピーター続出！
大学の授業を聞いてみない？

※写真はイメージです

申込方法・問い合わせ先

※必ず事前にお申込ください

メールお申込 QRコード→

申込方法：氏名、連絡先、質問等の必要事項を下記の申込先へメールまたはFAXにてお申込ください。

申込期限：令和3年3月19日(金)17:00締切

申込先：和歌山大学南紀熊野サテライト 〒646-0011 和歌山県田辺市新庄町 3353-9 和歌山県立情報交流センター Big.U内102号 TEL.0739-23-3977 FAX.0739-23-3978 受付メール：nankuma@ml.wakayama-u.ac.jp

※席数に限りがありますので、事前にお申込ください。当日参加はお受けできない場合があります。

*この申込情報は開催の目的以外では使用しません。



お申し込み書 FAX：0739-23-3978 締切：3月19日(金)17:00

お名前：	年齢：	性別： 男 ・ 女	電話番号：
ご住所：			FAX 番号：
所属：	電子メール：		
質問事項：			